

生活福祉保健委員会－1月19日

- 質疑（辻委員） 私も乳幼児医療の件で質問します。今年度乳幼児医療費の公費助成対象年齢の引き上げについては、先ほど来の答弁にありましたように、福祉医療全体の中で考えていくということで見送られました。昨年12月の議会、この委員会で乳幼児医療費の就学前までの請願が継続審査になったわけです。先ほどの答弁では、伸ばすものは伸ばすと、給付と負担、受益の負担の問題は全体の医療の中で考えてみることを言っていますけれど、実際、新年度伸ばすものは伸ばすというものの中に、この乳幼児医療があるのかどうか、この点どうですか。
- 答弁（福祉保健部管理総室長） 現在いろいろなシミュレーションをしまして検討中でございますので、追ってまたご説明したいと思っております。
- 質疑（辻委員） どういうシミュレーションをされているんですか、教えてください。
- 答弁（福祉保健部管理総室長） 対象者や医療費の伸びなどをどのようにとらえるかということもございまして、対象拡大の程度によりまして、年齢の幅によりまして、負担額も大きく変動することが想定されます。そして年齢を引き上げることになればその財源がどの程度のものになって、それをどうやってまた捻出するかということがありますけれども、そういったことも含めまして全体的なシミュレーションをやっております。
- 質疑（辻委員） では、具体的に幾ら財政負担になるのか、入通院とも、1歳引き上げたらどうなるのか、就学前まで引き上げるとどうなるのか、具体的にどういうシミュレーションで、どういう財源負担になるのか明らかにしてください。やっているんでしょう。
- 答弁（福祉保健部管理総室長） 現在試算している最中でございますので、ちょっと数字は申し上げられません。
- 質疑（辻委員） なぜ言えないんですか。
- 答弁（福祉保健部管理総室長） 先ほども御質問の中にございましたけれども、基本的に考えれば就学前まで上げるとすると15～20億円の幅の財政負担が出てくるといふ試算をしております。
- 質疑（辻委員） 物すごい幅があるんですが、では1歳引き上げたらどうなるんですか。そういうシミュレーションはしていないんですか。
- 答弁（家庭支援室長） 1歳引き上げたらどのくらいかかるかという御質問でございますけれども、先ほど管理総室長が御答弁申し上げましたように、各種シミュレーションを検討しているところでございますので、今しばらくお待ちいただきたいとは思いますが、広島市の例を勘案いたしますと、広島市がそういう1歳引き上げれば4億円ということからしますと、通院を1歳引き上げれば、現行制度でございまして、約5億円程度はかかるものと考えられます。
- 質疑（辻委員） 1歳引き上げると大体5億円ぐらいかかるということで、だから20

億円ぐらいの幅が出てくるということになるんでしょうけれども、シミュレーションで財政負担はどこで拡充を図ろうかという議論が今進められているのではないんですか。そのことも含めて全体を御破算でという形の議論を進めているんですか。何のためにシミュレーションをしているんですか。

○答弁（福祉保健部管理総室長） 先ほど来申し上げておりますような給付対象者の見直しということで、例えば老人医療につきまして今後どのように制度を組んでいくのかということもございますし、また給付と負担ということであれば他県でやっておりますような受診の際に一部負担をお願いするといったことも考えていかないといけないというようなことで検討している最中でございます。

○質疑（辻委員） その議論は昨年来、一作年来からの議論です。ずっとそういう検討をされているわけでしょう。給付と負担の問題とか、老人医療、福祉医療全体で考えると。ずっと去年もそういう乳幼児医療の対象年齢の拡充をここで私もお願いしたら、全体の中で考えているんですという同じ答えでした。今年度は見送ったんですよ。今シミュレーションされて、新たにまた議論されているようですけれども、そうすると対象年齢が引き上がらないということもあり得るのですか。対象年齢を引き上げるという前提でシミュレーションをしているというのならまだわかりませんが、そこはどうなんですか。

○答弁（福祉保健部管理総室長） 強い要望があるということをも十分認識しまして、そういうことも視野に入れながら全体のいろいろな検討をしています。

○質疑（辻委員） そうすると、伸ばすものは伸ばすというその範疇に入っているとやはり考えていいんでしょう。答えればいいではないですか、そこは。

○答弁（福祉保健部管理総室長） 対象年齢を引き上げるという要望はあるということも十分認識いたしておりますので、そういうことも視野に入れまして検討いたしております。

○要望・質疑（辻委員） 大いに検討をする中で、なぜこの委員会で言えないのかよくわかりません。どこまでいくかというのは、それは皆さんが財政の状況を見られて、それで考えていくんでしょうけれども、これはぜひ対象年齢を引き上げていただきたいし、そのことが県民に対して明るい話題にもなるということももう皆さん、よくその点は理解されていると思うのです。だからどこまでいくかはまだわからないのでこうなっているということでしょうけれども、ぜひこれは対象年齢を引き上げていてもらいたいと思います。これは強く要望しておきたいと思います。

それから、先ほど高病原性鳥インフルエンザについての説明がありました。県民への情報提供を福祉保健部によるホームページでということのようですが、県民生活の関係ではどうですか、消費生活センターとの連携による情報提供等についてはどう考えているんですか。もう既におやりですか。

○答弁（消費生活室長） 先ほど御説明がございましたように、農林水産部と福祉保健部で対応をしておられるということでございます。それで、私どもも消費生活

相談という制度を設けておりまして、今回の事件が発生しまして、私どもに具体的に相談がありましたのは1件、長州産の鶏肉を食べて安全なのかどうなのかというような相談だと思いますが、その相談がありました時点で、直ちに担当の室に御相談をしていただくように私どもは助言をいたしたところでございます。その1件のみでございます。

○質疑（辻委員） 県のホームページを見させていただいて、連絡先が書いてありましたけれども、山口県のホームページも開いてみましたら、消費生活センターも相談窓口として、県民にわかるようにされています。広島県も、この問い合わせ先のところ消費生活センターも入れられたらどうかと思ったんですけども、そういうことでも情報提供を、あらゆるところから対応できるようにしてほしいと思うのですが、そのように対応されたらどうですか。簡単なことですから、いかがでしょう。

○答弁（保健対策室長） 現在、問い合わせ等々につきましては、ホームページでは農林水産部の畜産振興室、私どもの保健対策室、食品衛生室の3室を並べて書いてるところでございます。養鶏に関しては農林水産部、病気のことについては保健対策室、それから恐らく御質問の趣旨、鶏肉、卵等に関する食べてどうなのかということについては食品衛生室と、おおむねそういう役割分担を県庁の中で考えております。私どもの保健対策室は病気を担当しているわけでございますが、数は大変少のうございますけれども、鶏肉を食べても大丈夫ですかというような質問が實際来ることがございます。そういう場合には、農林水産部と私どもで情報を共有して、例えば食べても感染した例はありませんというような基本的なところについては、できるだけ保健対策室でも回答ができるように、あるいは病気のこと、仮に農林水産部にお尋ねがあった場合にも、基本的なところは対応できるようにいたしております。もちろんそれぞれ専門がございますので、それが難しい場合にはお互い連携をして、あっちこっちということにならないような工夫を進めております。今のところ農林水産部と合わせて100件程度と認識しております。役割分担をいろいろ決めながら柔軟に対応をしているというのが現状でございます。

○要望（辻委員） これは要望にしておきますが、一般的な問い合わせという点では、消費生活センターが身近な相談窓口ですから、そこもリンクできるように窓口開設をしておくということをやりながら、さらに詳しい内容で専門的な知識等を得たいというときには担当の課に回るといっていただきたい。先ほど話がありましたように、相談に行ったけれども、グルグル回され、あっちに聞いてもらえませんか、こっちに聞いてもらえませんかということで、簡単な質問でも二度手間になるようなことがありますので、消費生活センターもそういう相談窓口として対応するようにお願いをしておきたい。また、そういうことがわかるようにホームページにもきちんと示しておくということをお願いをしておきたいと思っております。